

1書名	求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究				
2発行番号	調査研究資料No. 138	3分野	離職者訓練	4担当室	訓練技法開発室
5目的					
<p>派遣切りや長期不安定就労で雇用保険の未加入などの職業に恵まれない者へのセーフティネットとして、職業訓練の受講機会の拡大・多様化を図った「緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）」の恒久的な制度化を目的に、2011年10月「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（以下、「求職者支援法」という。）が施行され、民間の教育訓練機関の活力を活用した「求職者支援訓練」が開始されている。</p> <p>制度導入に伴い、民間教育訓練機関の申請要件や特定求職者の認定・受講など、基金訓練よりも厳格化されたことなどから、参入・受講に関する混乱が見られるものの制度の普及が進んでいる。</p> <p>求職者支援法上、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「雇用支援機構」という。）は、「認定業務」、「指導及び助言」、並びに「立ち入り検査」など定められており、民間教育訓練機関に対し監督する役割を担っている。また、第9次職業能力開発基本計画には「国のプロデュース機能（総合調整機能）の強化」、「職業訓練のインフラの構築」などの重点施策があげられており、職業訓練に対する経験の乏しい民間教育訓練機関へ対応することが大きなポイントになると考える。</p> <p>更に、職業訓練の標準化の動きとして、ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス事業者を対象とした基本的要求事項」の発行、厚生労働省による「民間教育訓練機関における教育訓練サービスガイドライン」の発表があり、職業訓練の質保証・向上に対する注目度が増してきている。</p> <p>平成24年度からは、「助言及び指導」業務に焦点を当て、雇用支援機構の指導業務を通じて民間教育訓練機関の職業訓練の質の向上を目標に調査研究を行った。</p>					
6概要					
<p>本調査研究では、職業訓練を行う民間教育訓練機関の質保証の取組等の実態を把握し、求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関の支援を図るための「指導及び助言」に着目して、雇用支援機構職員の能力向上のための研修の企画・実施を行ってきた（H24）。本報告書は3年計画の最終年度として、これまでの取り組み内容を整理してまとめるにあたって、「求職者支援訓練の質保証に係るサポート資料（仮称）」を試作した。</p> <p>第1章 調査研究の目的・経過</p> <p>第1節 背景と目的</p> <p>第2節 共同の調査研究について</p> <p>第3～5節 調査研究の経過（H23～H25）</p> <p>第2章 ヒアリング調査の概要</p> <p>第1～2節 ヒアリング調査等（H23～H24）</p> <p>第3節 ヒアリング調査結果（傾向）</p> <p>第3章 最終報告</p> <p>第1節 まとめ・展開</p> <p>資料編Ⅰ～Ⅲ 「求職者支援訓練の質保証に係るサポート資料（仮称）」の試作ほか</p>					
7本書の活用方法					
<p>求職者支援訓練の更なる質向上を目的に雇用支援機構の指導業務能力の向上を図る研修の企画・実施についてまとめている。求職者支援制度の職業訓練における民間教育訓練機関の職業訓練コースの運営に対しての指導・助言等に活用することができる。</p>					

注記 本報告書等は、基盤整備センター「職業能力開発ステーションサポートシステム
・基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。
URL : <http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/>